

資料提供

令和6年4月15日
課名：都市計画課
担当者：梶村
直通電話：082-513-4117
内線番号：4110

逆線引き等の区域区分見直しに係る公聴会の開催について**1 要旨**

市街化区域内の土砂災害特別警戒区域を市街化調整区域に編入する逆線引きを先行的に進める箇所(約 500 箇所)、及び新たに市街化区域に編入する箇所等の区域区分の見直しを進めており、この度、見直しの素案をとりまとめたことから、住民の意見を反映させるため、素案を閲覧に供し、都市計画法第 16 条に基づく公聴会を実施します。

2 公聴会の開催等**(1)素案の閲覧**

素案(具体的な見直し箇所等)については、次の期間中に、県の都市計画課、関係市町の窓口(別紙参照)、及び県のホームページ等で閲覧に供し、その間、公述の申出を受け付けます。

ア 期間

令和6年4月16日(火)～5月2日(木) [閉庁日を除く平日の8時30分～17時15分]

イ 県ホームページ掲載 URL

都市計画区域*	掲載 URL
広島圏	https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/105/kouchoukai-hiroshimaken.html
東広島	https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/105/kouchoukai-higashihiroshima.html
備後圏	https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/105/kouchoukai-bingoken.html

※ 広島圏都市計画区域 :4市4町(大竹市, 廿日市市, 広島市, 呉市, 府中町, 海田町, 熊野町, 坂町)
東広島都市計画区域 :1市(東広島市)
備後圏都市計画区域 :4市(三原市, 尾道市, 福山市, 府中市)

(2)公聴会

次のとおり、公聴会の実施を予定しています。なお、公述の申出がない場合は、当該都市計画区域の公聴会は実施しません。

都市計画区域	開催日時	開催場所
広島圏	令和6年5月30日(木) 14時30分から17時まで	JMS アステールプラザ 中ホール (広島市中区加古町4番17号)
東広島	令和6年6月3日(月) 14時30分から16時まで	東広島芸術文化ホール くらら 小ホール (東広島市西条栄町7番19号)
備後圏	令和6年6月5日(水) 14時30分から16時まで	広島県民文化センターふくやま ホール (福山市東桜町1番21号)

3 今後のスケジュール

公聴会での公述意見を踏まえ、市町と調整しながら見直し案を確定した後、県の都市計画審議会への諮問・答申、国土交通大臣の法定同意などの手続きを経て、令和6年度末を目途に、都市計画の変更(告示)を行う予定としています。

広島圏都市計画区域の素案の閲覧場所

閲覧場所	所在地	電話番号
広島県土木建築局 都市計画課 (県庁北館5階)	広島市中区基町 10-52	082-513-4117
広島市役所 都市計画課	広島市中区国泰寺町 1-6-34	082-504-2268
呉市役所 都市計画課	呉市中央 4-1-6	0823-25-3367
大竹市役所 都市計画課	大竹市小方 1-11-1	0827-59-2167
廿日市市役所 都市計画課	廿日市市下平良 1-11-1	0829-30-9190
府中町役場 都市整備課	安芸郡府中町大通 3-5-1	082-286-3181
海田町役場 まちデザイン課	安芸郡海田町南昭和町 14-17	082-823-9634
熊野町役場 都市整備課	安芸郡熊野町中溝 1-1-1	082-820-5608
坂町役場 都市計画課	安芸郡坂町平成ヶ浜 1-1-1	082-820-1513

東広島都市計画区域の素案の閲覧場所

閲覧場所	所在地	電話番号
広島県土木建築局 都市計画課 (県庁北館5階)	広島市中区基町 10-52	082-513-4117
東広島市役所 都市計画課	東広島市西条栄町 8-29	082-420-0954

備後圏都市計画区域の素案の閲覧場所

閲覧場所	所在地	電話番号
広島県土木建築局 都市計画課 (県庁北館5階)	広島市中区基町 10-52	082-513-4117
三原市役所 都市開発課	三原市港町 3-5-1	0848-67-6113
尾道市役所 まちづくり推進課	尾道市久保 1-15-1	0848-38-9223
福山市役所 都市計画課	福山市東桜町 3-5	084-928-1092
府中市役所 都市デザイン課	府中市府川町 315	0847-43-7159

※ いずれも土曜、日曜、祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで